

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依  
リ別冊及御送付候也

大正十一年三月九日

衆議院議長 奥 繁三郎



内閣總理大臣 子爵高橋是清殿

衆議院書記官長 寺田 榮



意見書

(請願特別報告第一四二號)

請願文書表第六三二號

明治節創定ノ請願 長岡市觀光院町九百七十五番地平民無職野本恭八郎呈出(紹介議員

木村清三郎君)

右請願ノ要旨ハ 明治天皇仁聖ノ神風ハ洽ク中外ヲ扇キ國運益進展シテ止マサルコト億兆ノ均  
シク讚仰シ奉ルトコロナリ依テ其ノ御盛業ヲ永ク仰慕シ奉ラムカ爲ニ 明治天皇ノ御降誕アラ  
セラレタル十一月三日ヲ以テ明治節ト名ツケ邦家ノ一大祝日トセラレタシト謂フニ在リ  
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依  
リ別冊及御送付候也

大正十一年三月九日

衆議院議長 奥 繁三郎



衆議院議長 奥 繁三郎

内閣總理大臣 子爵高橋是清殿

衆議院書記官長 寺田 榮



*[Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the document.]*

供覽

内閣書記官

大正十一年二月三日

紹介紙 木村場三郎

大正十一年二月三日提出  
請願第六三二

明治節制定請願書

内閣書記官

新潟縣長岡市

右請願人 野本恭八郎

第六三二